

新型コロナウイルスに関連した感染症について  
関係省庁における対応状況一覧  
＜令和4年＞

令和4年3月31日（木）

（1）内閣官房

＜令和4年＞

- ・ 1月7日、まん延防止等重点措置の実施を決定。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
  - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域  
1月9日から1月31日まで：広島県、山口県、沖縄県
- ・ 1月19日、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
  - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域  
1月9日から1月31日まで：広島県、山口県、沖縄県  
1月21日から2月13日まで：群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
- ・ 1月25日、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
  - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域  
1月9日から2月20日まで：広島県、山口県、沖縄県  
1月21日から2月13日まで：群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県  
1月27日から2月20日まで：北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
- ・ 2月3日、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
  - ・ まん延防止等重点措置の実施期間と区域  
1月9日から2月20日まで：広島県、山口県、沖縄県  
1月21日から2月13日まで：群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県

- 1月27日から2月20日まで：北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
- 2月5日から2月27日まで：和歌山県
- ・2月10日、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
  - ・まん延防止等重点措置の実施期間と区域
    - 1月9日から2月20日まで：広島県、山口県、沖縄県
    - 1月21日から3月6日まで：群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
    - 1月27日から2月20日まで：北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
    - 2月5日から2月27日まで：和歌山県
    - 2月12日から3月6日まで：高知県
- ・2月18日、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
  - ・まん延防止等重点措置の実施期間と区域
    - 1月9日から2月20日まで：山口県、沖縄県
    - 1月9日から3月6日まで：広島県
    - 1月21日から3月6日まで：群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
    - 1月27日から2月20日まで：山形県、島根県、大分県
    - 1月27日から3月6日まで：北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、鹿児島県
    - 2月5日から3月6日まで：和歌山県
    - 2月12日から3月6日まで：高知県
- ・3月4日、まん延防止等重点措置の区域及び期間を変更。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更
  - ・まん延防止等重点措置の実施期間と区域
    - 1月9日から3月6日まで：広島県
    - 1月21日から3月6日まで：新潟県、三重県、長崎県、宮崎県
    - 1月21日から3月21日まで：群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、

神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県

1月27日から3月6日まで：福島県、長野県、岡山県、福岡県、佐賀県、鹿児島県

1月27日から3月21日まで：北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県

2月5日から3月6日まで：和歌山県

2月12日から3月6日まで：高知県

- ・ 3月17日、3月21日をもってまん延防止等重点措置を終了することを決定。これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更

## (2) 内閣府

<令和4年>

- ・ 1月7日、企業主導型保育事業実施者に対し、事務連絡「令和4年1月以降の新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について」について、実施機関を通じて周知
- ・ 1月11日、企業主導型保育事業実施者に対し、事務連絡「布製マスクの配布希望の申出に係る申出期間の延長等について」について、実施機関を通じて周知
- ・ 1月11日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金等）」を発出。まん延防止等重点措置地域における飲食店向け規模別協力金について、取扱いの変更を周知
- ・ 1月14日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」を発出。検査促進枠について、検査拠点の早急な整備が困難な離島等における検体採取立会い免除の特例を設けた旨などを周知
- ・ 1月17日、企業主導型保育事業実施者に対し、事務連絡「布製マスクの配布希望の申出方法の変更について」について、実施機関を通じて周知
- ・ 1月19日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について」を発出。検査促進枠の対象事業の変更などを周知・1月21日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「即時対応特定経費交付金」の取扱いの変更について」を発出。

令和3年12月20日以降の協力金に係る即時対応特定経費交付金について、令和3年12月19日までの即時対応に準じて支援を行う旨を周知

- ・ 1月27日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」を発出。検査促進枠について、検査キット等の行政検査への優先供給を受け、無料検査事業継続実施に向けた取組を周知
- ・ 2月1日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについての補足」を発出。検査促進枠について、抗原定性検査キットの発注等における留意事項を周知
- ・ 2月7日、企業主導型保育事業実施者に対し、事務連絡「保育所、放課後児童クラブの職員等へのワクチン追加接種について」について、実施機関を通じて周知
- ・ 2月15日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち協力要請推進枠、即時対応、検査促進枠の運用の見直しについて」を発出。協力要請推進枠交付金等について、令和3年度3月交付決定の手続きに限り、令和3年度内支給される協力金等の見込みも考慮した額で交付限度額通知を行うための算式等を周知
- ・ 2月17日、自治体に対し、事務連絡「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について（周知）」を発出。
- ・ 2月18日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（規模別協力金等）」を発出。規模別協力金の実施要領における参照月等の定義を変更する旨周知
- ・ 3月1日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について」を発出。無料検査事業においてPCR検査等を行う場合に使用可能な検体を追加する旨周知
- ・ 3月4日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」を発出。検査促進枠における抗原定性検査について、検査可能件数を拡充する旨周知
- ・ 3月16日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」を発出。検査促進枠におけるPCR等検査・抗原定性検査について、検査件数に制限を設ける措置等を解除する旨周知

- ・ 3月22日、自治体に対し、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について」を発出。検査促進枠におけるワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業について、4月1日以降事業内容等を変更する旨周知

### (3) 警察庁

#### <令和4年>

- ・ 1月7日、各都道府県警察に対し、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置が行うこととされたことを踏まえ、国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策等に万全を期すよう、通達を発出
- ・ 1月28日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態における警察の対応に係る留意事項等について、通達を発出

### (4) 金融庁

#### <令和4年>

- ・ 1月31日、預金取扱金融機関等に対して、「事業復活支援金の申請受付開始に伴うお願いについて」の事務連絡を発出
- ・ 1月31日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 2月18日、保険会社に対して、「新型コロナウイルス感染症に関する神奈川県『自主療養届出システム』を活用した自主療養者への対応について（要請）」を発出
- ・ 2月18日、金融機関（協同組織金融機関分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 2月28日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表
- ・ 3月4日、経済産業省・金融庁・財務省において、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表
- ・ 3月7日、金融担当大臣を含む政府当局者と官民の金融関係団体等の代表との「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催
- ・ 3月8日、預金取扱金融機関等に対して、「事業者等に対する金融の円滑化について」及び「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン』等を通じた一層の事業再生支援について」を発出

- ・ 3月31日、金融機関（銀行分）における貸付条件の変更等の状況について公表

#### （5）消費者庁

##### ＜令和4年＞

- ・ 1月20日、二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする4商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、措置命令を実施。
- ・ 2月2日及び3日、「ピュアサプライ」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（優良誤認表示）が認められたことから、措置命令を実施。
- ・ 2月18日、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする商品等の表示に関し、当該表示を行っている事業者等に対して改善要請を実施するとともに、SNSを通じて一般消費者等への注意喚起を実施。

#### （6）復興庁

##### ＜令和4年＞

・

#### （7）総務省

##### ＜令和4年＞

- ・ 3月7日（月）、NHKが行っている延滞利息の支払いを不要とする等の措置の延長について、電波監理審議会への諮問・答申を経て認可
- ・ 3月29日（火）、「令和3年度行政相談週間の取組結果」を公表。一日合同行政相談所における新型コロナウイルス感染防止策等について紹介

#### （8）消防庁

##### ＜令和4年＞

- ・ 1月14日（金）、厚生労働省より追加接種の対象者に対して速やかに追加接種を実施するために留意すべき事項について周知がされたことなどを踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、救急隊員等の追加接種ができる限り1月末まで、遅くとも2月末までに

完了できるよう、関係者との間で適切な調整・連携を図ることを要請する事務連絡を发出

- ・ 1月19日（水）、1月18日付け厚生労働省事務連絡などを踏まえ、救急隊員等である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応などを含む、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた消防本部の業務継続のための対応について、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、積極的な取組み等を求める事務連絡を发出
- ・ 1月20日（木）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して发出された、即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いに関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、当該事務連絡の周知及び関係者との間での連携など必要な対応を求める事務連絡を发出
- ・ 1月31日（月）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）に対して发出された、医療機関における救急搬送困難事案の解消に向けた取組に関する事務連絡の内容を、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し周知するとともに、引き続き必要な対応を求める事務連絡を发出
- ・ 1月31日（月）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して发出された、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応を一部改正する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、濃厚接触者の待機期間の見直しについて周知する事務連絡を发出
- ・ 2月4日（金）、オミクロン株の感染状況や総務省及び内閣官房から发出された事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、業務継続のための必要な体制や相互応援体制等について、改めての確認と積極的な取組を要請する事務連絡を发出
- ・ 2月8日（火）、消防庁関係団体（26団体）に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」の改正等について周知する事務連絡を发出
- ・ 2月8日（火）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、地域における消防職員及び消防団員の追加接種の円滑な推進が図られるよう要請する事務連絡を发出
- ・ 2月8日（火）、公益財団法人日本消防協会を通じ、各都道府県消防協会に対し、救急隊員等に当たらない消防職員及び消防団員についても、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて追加接種を実施できることについて周知する事務連絡を发出

- ・ 2月10日（木）、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、救急隊員等に当たらない消防職員及び消防団員についても、初回接種の完了から6か月以上の間隔を以て追加接種を実施できることを補足する事務連絡を発出
- ・ 2月14日（月）、各都道府県消防防災主管部（局）に対し、救急隊員等に当たらない消防職員及び消防団員の追加接種の促進の取組状況について調査の協力を求める事務連絡を発出
- ・ 2月15日（火）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して発出された、オミクロン株の感染流行を踏まえた医療提供体制の対応強化に関する事務連絡等を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、関係者との間での連携など必要な対応を求める事務連絡を発出
- ・ 2月17日（木）、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」を「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.1）」に一部改訂し、各消防本部における救急隊の感染防止対策の推進に、引き続き適切に取り組むよう求める事務連絡を発出
- ・ 2月25日（金）、消防庁・国交省から各都道府県防災部局及び砂防部局に対し、6月の土砂災害防止月間を中心に、防災部局と砂防部局が一体となり関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて感染防止策を講じつつ、防災訓練を実施するよう依頼する通知を発出
- ・ 2月25日（金）、各都道府県消防防災主管部（局）に対し、救急隊員等に当たらない消防職員及び消防団員の追加接種の促進の取組状況に関する調査結果の時点共有及び引き続き、追加接種の促進にできる限りの取組みを依頼する事務連絡を発出
- ・ 3月3日（木）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して発出された、オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、関係者との間での連携など必要な対応を求める事務連絡を発出
- ・ 3月9日（水）、中央防災会議会長から各都道府県防災会議会長に対し、融雪出水期を迎えるに当たって、新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で、防災態勢の一層の強化を図るための取組を行うことを依頼する通知を発出
- ・ 3月22日（火）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して発出された、濃厚接触者の待機期間の取扱い等に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）を通じ、消防本部に対し、濃厚



接触者の取扱いの見直しについて周知する事務連絡を发出

- ・ 3月22日（火）、厚生労働省から各都道府県衛生主管部（局）等に対して发出された、オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応に関する事務連絡を踏まえ、各都道府県消防防災主管部（局）及び各消防本部に対し、関係者との間での連携など必要な対応を求める事務連絡を发出

## （9）法務省

＜令和4年＞

- ・ 2月18日、新型コロナワクチンに関する人権啓発動画を特設サイトやYouTube 法務省チャンネルにおいて公開

## （10）出入国在留管理庁

＜令和4年＞

- ・ 1月11日、地方出入国在留管理局に対し、①現在実施されている水際対策は令和4年2月末までとする旨、②入国前14日間にアンゴラ、エスワティニ、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク及びレソトに滞在歴のある者の再入国を拒否する措置が終了することとなったことを受け、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する旨の通知を发出
- ・ 1月11日、地方出入国在留管理局に対し、①現在実施されている水際対策は令和4年2月末までとする旨、②上陸申請日前14日以内に、アンゴラ、エスワティニ、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク及びレソトに滞在歴のある者について、在留資格保持者の再入国を特段の事情がない限り、拒否することとしているところ、1月12日午前0時から、同措置を終了する旨を航空会社等に周知するよう事務連絡を发出
- ・ 1月14日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、オミクロン株による感染者急増に鑑み、法務大臣から、必要な業務を継続するために業務継続計画を点検するよう指示があったことを受け、同計画を点検し、必要に応じて見直しを行う旨を指示する通知を发出
- ・ 2月7日、地方出入国在留管理局に対し、厚生労働省の入国者健康居所確認アプリ（以下「MySOS」という）を通じて、新型コロナウイルス

ス感染症が「陰性」であることの検査証明（以下「出国前検査証明」という）を本邦入国前に検疫所に対し電子的に提出することにより、空港検疫において実施されている出国前検査証明の有効性の確認の手続をMySOS上で本邦入国前に完了することを可能とする運用が開始されることとなったことを受け、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する旨の通知を发出

- ・ 2月14日、本庁、入国者収容所及び地方出入国在留管理局に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する政府対応方針が随時変更されている現状に鑑み、当庁において、より機動的に対応していくため、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを改訂した旨通知する通知を发出
- ・ 2月17日、本年4月1日以降、民法の成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により、未成年であることを要件とする定住者（告示6号）に関し、再入国出国中（みなし再入国許可を含む。）に再入国許可の有効期間が満了するとともに、成年年齢に達してしまった者や有効な在留資格認定証明書を所持していながらも、入国できないまま成年年齢に達してしまった者から相談がなされた場合の対応について指示する事務連絡を发出
- ・ 2月22日、新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策（令和4年2月1日現在）を取りまとめ、日本語版及びやさしい日本語版を出入国在留管理庁外国人生活支援ポータルサイトに掲載、Twitter、Facebookに投稿、メール配信サービスにて配信
- ・ 2月25日、地方出入国在留管理局に対し、2月24日、外国人の新規入国制限の見直しが公表され、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システムにおける所定の手続を完了した場合、商用・就労等の目的の短期間（3月以下）の滞在者及び長期間の滞在者の新規入国が3月1日から認められることとなったことを受け、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について指示する旨の通知を发出
- ・ 2月25日、地方出入国在留管理局に対し、2月24日、外国人の新規入国制限の見直しが公表され、3月1日以降の取扱いについて航空会社等に周知するよう事務連絡を发出
- ・ 3月1日、地方出入国在留管理局に対し、在留資格認定証明書交付申請の対象となる全ての在留資格に係る在留資格認定証明書の有効期間の取扱いに関して、令和2年1月1日から令和4年1月31日までに作成されたものは令和4年7月31日まで、令和4年2月1日から令和4年

7月31日までに作成されたものは作成から「6か月間」とする通知及びその取扱いを指示する事務連絡を発出

- ・ 3月11日、新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策（令和4年3月1日現在）を取りまとめ、日本語版及びやさしい日本語版を出入国在留管理庁外国人生活支援ポータルサイトに掲載、Twitter、Facebookに投稿、メール配信サービスにて配信
- ・ 3月17日、地方出入国在留管理局に対し、本年2月24日に公表された「水際対策強化に係る新たな措置（27）」による外国人の新規入国に当たり、入国者健康居所確認アプリで求められる対応を遵守しない外国人入国者及びその受入責任者等に対する対応等に関する通知を発出
- ・ 3月24日、地方出入国在留管理局に対し、入管法第5条第1項第14号の適用に係る上陸審査における対応等について、適正な審査を行えることを前提として、審査手続の合理化を行う旨の通知を発出

#### (11) 外務省

##### <令和4年>

- ・ 1月20日、羽田空港及び成田空港で実施していた海外在留邦人等向けワクチン接種事業について、1月31日から羽田空港のみで週3回（月曜日、木曜日、土曜日）接種する形に運用変更の上、実施期間を延長する旨発表。
- ・ 1月31日、海外在留邦人等向けワクチン接種事業について、変更後の運用での接種開始。
- ・ 3月1日、水際対策強化に係る新たな措置（27）（本年3月以降の水際措置の見直し（2月24日発表））に基づき、受入責任者の管理の下、観光目的以外の外国人の新規入国を認めることとし、入国者健康管理システム（ERFS）における所定の申請が行われている場合には査証申請を受け付け、査証発給を実施。
- ・ 3月9日、海外在留邦人等向けワクチン接種事業について、3月14日より3回目の接種を開始する旨発表（9日より予約受付開始）。
- ・ 3月14日、海外在留邦人等向けワクチン接種事業について、羽田空港（毎日）および成田空港（第1ターミナル、第2ターミナル各週3回）で3回目の接種を開始。

(12) 財務省

<令和4年>

- ・ 3月4日、経済産業省・金融庁・財務省において、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表

(13) 文部科学省

<令和4年>

- ・ 1月7日、各大学や各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、関係省庁と協議の上、無症状濃厚接触者の受験の際にタクシー等の利用を可能とする条件を整理し、周知
- ・ 1月7日、各教育委員会等に対して、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について周知
- ・ 1月11日、各大学に対して、令和4年度大学入学者選抜の実施について、引き続き試験場における衛生管理体制の構築及び受験機会の確保の徹底について依頼
- ・ 1月11日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、令和4年度高等学校入学者選抜の実施について、引き続き試験場における衛生管理体制の構築及び受験機会の確保の徹底について依頼
- ・ 1月11日、各大学に対して、オミクロン株の感染拡大下でも、新型コロナウイルス感染症の影響により受験機会を失うことのないよう、大学入学共通テストの本試験、追試験どちらも受験できなかった場合は個別入試で判定することや、再度の追試験の実施等の措置を講じるよう依頼するとともに、その内容を各都道府県・指定都市教育委員会等に対して周知。また受験生向けに本内容のポイントを整理し、1月12日にホームページに掲載
- ・ 1月12日、各教育委員会等に対して、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを再周知
- ・ 1月31日、各大学や各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、関係省庁と協議の上、保健所業務が逼迫し、行政検査が実施できない場合でも、無症状であれば基本的に受験できることとし、その内容を周知
- ・ 2月1日、職域追加接種の接種予定人数の要件緩和等を受けて、大学等に対し、その概要と実施の再検討を呼び掛ける事務連絡を发出
- ・ 2月2日、各教育委員会等に対して、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミク

ロン株に対応した運用に当たっての留意事項について周知

- ・ 2月3日、当面の間、職域追加接種に関する財政支援額を引き上げるようになったことを踏まえ、大学等に対し、その概要と実施の再検討を呼び掛ける事務連絡を発出・
- ・ 2月4日、各教育委員会等に対して、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について周知
- ・ 2月8日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、令和4年度高等学校入学者選抜の実施における受検機会の更なる確保について依頼
- ・ 2月8日、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、無症状濃厚接触者の受験の際のタクシー等の利用を可能とする条件について周知
- ・ 2月21日、各教育委員会等に対して、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について周知

#### (14) 厚生労働省

##### <令和4年>

- ・ 1月6日、「精神疾患による入院患者への新型コロナワクチンの追加接種に係る接種体制の確保等について」を発出
- ・ 1月11日、「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた広域での接種体制の構築について」を発出
- ・ 1月13日、「アストラゼネカ社ワクチンの接種体制及び流通体制の構築について（その5）」を発出
- ・ 1月13日、「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について（その2）」を発出
- ・ 1月13日、「追加接種の速やかな実施について」を発出
- ・ 1月14日、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に使用するファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの配分等について（その3）」を発出
- ・ 1月14日、「新型コロナワクチン接種会場への看護師・准看護師の労働者派遣について」を発出
- ・ 1月17日、「武田/モデルナ社ワクチン3回目第1クールで配布するシリンジ・注射針について」を発出
- ・ 1月18日、「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種等の請求について」を発出
- ・ 1月18日、「追加接種の接種間隔の短縮に対する取組状況について」を

## 発出

- ・ 1月20日、「都道府県が大規模接種会場を設置する際のワクチン配分について」を発出
- ・ 1月25日、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保及び5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた体制確保について（附属病院を置く各国公私立大学への協力依頼）」を発出
- ・ 1月27日、「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その2）」を発出
- ・ 1月27日、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」を発出
- ・ 1月27日、「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」を発出
- ・ 1月28日、「小児（5歳から11歳）の新型コロナワクチンの接種に使用するファイザー社ワクチンの取扱い及び配分について」を発出
- ・ 1月28日、「高齢者施設等の入所者及び従業者、通所サービス事業所の利用者及び従業者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）の速やかな実施について」を発出
- ・ 1月31日、「追加接種の速やかな実施について（その2）」を発出
- ・ 2月1日、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について（その2）」を発出
- ・ 2月1日、「ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」を発出
- ・ 2月2日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の変更について」を発出
- ・ 2月7日、「武田／モデルナ社ワクチン3回目第2クールで配布するシリンジ・注射針について」を発出
- ・ 2月8日、「追加接種に関する取組事例について」を発出
- ・ 2月8日、「武田／モデルナ社ワクチンの都道府県への追加配分等について」を発出
- ・ 2月8日、「障害福祉サービス事業者等の利用者及び従事者に対する追加接種の速やかな実施について」を発出
- ・ 2月8日、「地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への優先的な接種について」を発出
- ・ 2月9日、「地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等への優先的な接種について（その2）」を発出

- ・ 2月9日、「保護施設等の利用者及び従事者に対する追加接種の速やかな実施について」を発出
- ・ 2月14日、「追加接種に関する取組事例について（更新）」を発出
- ・ 2月14日、「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その3）」を発出
- ・ 2月15日、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に使用するファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの配分等について（その4）」を発出
- ・ 2月15日、「小児の新型コロナワクチンの接種に使用するファイザー社ワクチンの配分等について」を発出
- ・ 2月15日、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について」を発出
- ・ 2月16日、「武田/モデルナ社ワクチンの外箱及び元箱の寸法変更について」を発出
- ・ 2月16日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分に関するQ&A（第16版）について）」を発出
- ・ 2月16日、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分の実施に当たっての取扱いについて）」を発出
- ・ 2月16日、「「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」を発出
- ・ 2月17日、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る広報資料について」を発出
- ・ 2月18日、「ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」を発出
- ・ 2月18日、「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について（その2）」を発出
- ・ 2月18日、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）に係る実施の徹底と進捗状況の実態調査への依頼について（その2）」を発出
- ・ 2月21日、「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について（その4）」を発出
- ・ 2月21日、「予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について」を発出
- ・ 2月21日、「予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について」を発出

- ・ 2月21日、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」を発出
- ・ 2月21日、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」を発出
- ・ 2月21日、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」を発出
- ・ 2月22日、「武田/モデルナ社ワクチン3回目第3クールで配布するシリンジ・注射針について」を発出
- ・ 2月25日、「コロナワクチンナビの最新情報への更新について（その2）（協力依頼）」を発出
- ・ 2月25日、「小児への筋肉内注射の方法と注意点に関する動画の公開について」を発出
- ・ 2月25日、「武田/モデルナ社ワクチンのバイアルのゴム栓形状変更について」を発出
- ・ 3月1日、「新型コロナワクチン追加接種に使用するファイザー社ワクチンの追加配布及び武田/モデルナ社ワクチンの配送の前倒し等について」を発出
- ・ 3月1日、「例外的な取扱いとして摂取券が届いていない5歳以上11歳以下の者に対して新型コロナワクチン接種を実施する際の事務運用について」を発出
- ・ 3月1日、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）進捗状況の実態再調査への依頼について」を発出
- ・ 3月3日、「初回接種として武田/モデルナ社ワクチンを2回接種した者を対象とした追加接種に係る接種後の健康状況に関する調査について」を発出
- ・ 3月7日「武田/モデルナ社ワクチン3回目第4クールで配布するシリンジ・注射針について」を発出
- ・ 3月8日、「5歳以上11歳以下の者を対象とした新型コロナワクチン接種後の健康状況に関する調査について」を発出
- ・ 3月9日、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の廃棄報告及び完了登録等の取扱いについて（協力依頼）」を発出
- ・ 3月10日、「転居者にかかる接種券発送事務でのVRSの活用等について」を発出
- ・ 3月10日、「「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する予防接種後健康状況調査の実施について」の一部改正について」を発出



- ・ 3月11日、「12歳以上17歳以下の者への新型コロナワクチンの3回目接種に向けた接種体制の準備について」を発出
- ・ 3月14日、「ファイザー社ワクチン3回目第5クールで配布するシリンジ・注射針について」を発出
- ・ 3月14日、「武田/モデルナ社ワクチン3回目第5クールで配布するシリンジ・注射針について」を発出
- ・ 3月15日、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（追加接種）進捗状況の実態再調査の結果について」を発出
- ・ 3月18日、「小児の新型コロナワクチンの接種に使用するファイザー社ワクチンの配分等について（その2）」を発出
- ・ 3月24日、「遷延する症状を訴える方に対応する診療体制の構築について」を発出
- ・ 3月25日、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について」を発出
- ・ 3月25日、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」を発出
- ・ 3月25日、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について」を発出
- ・ 3月29日、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る完了登録等に向けた作業の保留について」を発出
- ・ 3月30日、「ファイザー社ワクチン3回目第6クール～第8クールで配布するシリンジ・注射針について」を発出
- ・ 3月30日、「令和4年度向けデータ標準レイアウトの特定個人情報番号84に係るコード名称の変更について」を発出

#### (15) 農林水産省

##### <令和4年>

- ・ 1月7日、出勤者数の削減（テレワーク等の推進）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月7日、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月7日、新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月11日、オミクロン株の流行を踏まえた業務の遅滞ない実行について、省内関係部局・関係団体等に通知

- ・ 1月17日、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月19日、出勤者数の削減（テレワーク等の推進）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月19日、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月19日、新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月25日、出勤者数の削減（テレワーク等の推進）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月25日、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月25日、新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 1月31日、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月1日、「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策」について農林水産省 HP を更新
- ・ 2月3日、出勤者数の削減（テレワーク等の推進）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月3日、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月3日、新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月3日、感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知徹底について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月4日、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策についての分科会提言について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月10日、出勤者数の削減（テレワーク等の推進）について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月10日、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月10日、新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月18日、出勤者数の削減（テレワーク等の推進）について、省内関係部局・関係団体に通知

- ・ 2月18日、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、省内関係部局・関係団体に通知
- ・ 2月18日、新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について、省内関係部局・関係団体に通知

## (16) 経済産業省

### <令和4年>

- ・ 1月6日、中小企業生産性革命推進事業として実施している「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」について、第4回受付締切の採択事業者を決定。
- ・ 1月12日、令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(一般型・グローバル展開型：8次締切)について、採択結果を公表。
- ・ 1月18日、事業復活支援金の事務局ウェブサイトを開設。
- ・ 1月20日、事業再構築補助金の公募要領(第五回)を公表。
- ・ 1月24日、各事業者に対し、感染症に対応したBCP(事業継続計画)の策定・点検、着実な実行を要請。これを踏まえ、1月28日、各事業者が策定したBCP(事業継続計画)を取りまとめて公表。
- ・ 1月28日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
- ・ 1月31日、事業復活支援金の通常申請受付を開始。
- ・ 2月16日、令和元年度補正予算・令和3年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(一般型・グローバル展開型：10次締切)について、公募要領を公表。
- ・ 2月18日、事業復活支援金の特例申請受付を開始。

※特例申請とは、通常の申請では要件を満たさず制度対象外になってしまうものの、特殊な事情がある事業者については例外的に申請が可能となる申請方法のこと。詳細は申請要領をご確認ください。

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/downloads/category.html#shinsei>

- ・ 2月18日、収益チャネルの多様化等の取組を行うイベントの開催費用等を支援する補助金(J-LOD(3)補助金)の公募要項を公表。
- ・ 2月25日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。

- ・ 3月2日、中小企業生産性革命推進事業として実施している「小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」について、第5回受付締切の採択事業者を決定。
- ・ 3月3日、令和2年度3次補正予算「事業再構築補助金」について、第4回受付締切の採択結果を公表。
- ・ 3月4日、経済産業省・金融庁・財務省において、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表
- ・ 3月22日、電気事業者・ガス事業者による料金の支払いの猶予等の柔軟な対応を図るべく、託送供給約款等について、講じていた特例措置を延長するための認可を実施。
- ・ 3月25日、令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型・グローバル展開型：9次締切）について、採択結果を公表。
- ・ 3月28日、事業再構築補助金の公募要領（第6回）を公表。
- ・ 3月28日、収益チャネルの多様化等の取組を行うイベントの開催費用等を支援する補助金（J-LOD（3）補助金）の申請受付開始。

## (17) 国土交通省

### <令和4年>

- ・ 1月7日 第83回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において広島県、山口県及び沖縄県をまん延防止等重点措置区域とし、実施すべき期間を1月9日から1月31日までとすることが決定されたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の指定、出席者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等ことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・ 1月20日 第84回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県をまん延防止等重点措置区域とし、実施すべき期間を1月21日から2月13日までとすることが決定されたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更、出席者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周

知。

- ・1月25日 第85回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県をまん延防止等重点措置区域とし、実施すべき期間を1月27日から2月20日までとすること、広島県、山口県及び沖縄県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間が2月20日まで延長することが決定されたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域、期間の変更、出席者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・2月3日 第86回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、2月5日から2月27日までを期間として、和歌山県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域、期間の変更、出席者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、鉄道駅、空港ターミナル等で感染拡大防止に係る呼びかけを行うことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・2月10日 第87回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、2月12日から3月6日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に高知県が追加され、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月6日まで延長されたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域、期間の変更、出席者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、鉄道駅、空港ターミナル等で感染拡大防止に係る呼びかけを行うことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・2月18日 第88回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、2月20日をもって山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県が除外されることが決定され、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県にお

いてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月6日まで延長されたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域、期間の変更、出席者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、鉄道駅、空港ターミナル等で感染拡大防止に係る呼びかけを行うことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。

- ・3月4日 第89回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、3月6日をもってが福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島県が除外されることが決定され、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が3月21日まで延長されされたことを受け、まん延防止等重点措置を実施すべき区域、期間の変更、出席者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、鉄道駅、空港ターミナル等で感染拡大防止に係る呼びかけを行うことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。
- ・3月16日 令和4年3月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」が取り纏められたことを受け、地方自治体及び民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について、国土交通省より所管の事業者、関係団体等へ周知。
- ・3月18日 第90回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、まん延防止等重点措置を終了することが決定されたことを受け、まん延防止等重点措置の終了、出席者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限に関する留意事項等、鉄道駅、空港ターミナル等で感染拡大防止に係る呼びかけを行うことについて、国土交通省関係局より所管事業者、団体等へ周知。

## (18) 環境省

<令和4年>

.

## (19) 海上保安庁

### <令和4年>

- ・1月13日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（1月7日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・1月14日、三重県鳥羽磯部漁協からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視船艇等により搬送
- ・1月19日、愛知県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・1月20日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（1月19日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・1月27日、愛知県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・1月26日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（1月25日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・2月4日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2月3日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・2月7日、関係業界団体に対し、「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策に関する提言（2月4日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・2月11日、東京都からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を航空機により搬送
- ・2月14日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2月10日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・2月21日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（2月18日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・3月7日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月4日）」を踏まえた対策の徹底について周知
- ・3月9日、山口県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・3月12日、山口県からの要請に応じ、PCR検査陽性患者を巡視艇により搬送
- ・3月23日、関係業界団体に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月17日）」を踏まえた対策の徹底について周知

## (20) 防衛省

### <令和4年>

- ・1月11日～17日、陸上自衛隊第8後方支援連隊、西部方面衛生隊及び自衛隊熊本病院の看護官等10名により、沖縄県立北部病院及び沖縄県立中部病院において医療支援を実施
- ・1月16日、陸上自衛隊第15旅団のCH-47が、新石垣空港から那覇空港までの間、新型コロナウイルス感染患者1名を空輸
- ・1月18日、防衛大臣からの自衛隊による新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場の設置に係る指示を受け、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関する自衛隊一般命令」を発出
- ・1月31日、東京都千代田区大手町に自衛隊東京大規模接種会場を設置、運営開始
- ・2月7日、大阪府大阪市中央区に自衛隊大阪堺筋本町大規模接種会場を設置、運営開始
- ・2月11日、海上自衛隊第21航空群のUH-60が、母島から硫黄島までの間、新型コロナウイルス感染患者1名を空輸
- ・2月14日、大阪府大阪市中央区に自衛隊大阪北浜大規模接種会場を設置、運営開始

## (21) デジタル庁

<令和4年>

・